

Japan Tax Newsletter

平成23年度税制改正大綱の重要項目

ー納税環境整備ー

平成22年12月18日に公表された「平成23年度税制改正大綱」につき、新聞報道などでは法人税率の引き下げとそれを補うための所得税や相続税の課税強化が強調されているようですが、その他にも多岐にわたる重要な改正を含んでいます。

本ニュースレターにおいては、そのうち「納税環境整備」に関するもの(国税に限る)ー税務調査手続の明確化、更正の請求期間の延長、処分理由附記の実施などーを概説します。

なお、本ニュースレターは改正大綱に基づいて作成されているため、今後発表される実際の改正法の内容とは異なる場合がありますことをご了承ください。

【執筆担当:仲谷栄一郎】

1. 納税者権利憲章

納税者の権利利益を擁護するため、国税通則法の全面改正(名称の変更を含む)により、現行の不透明、不十分な手続が透明化、明確化される予定で、これの裏づけとして「納税者権利憲章」が策定されます(平成24年1月1日に公表予定)。

2. 税務調査手続

現在、課税庁は税務調査に先立って書面で詳細を納税者に告知する必要はありません。大綱では、税務調査を行う場合は、原則として、開始日時・場所、目的、対象税目・期間、対象となる帳簿類その他の物件につき、納税者に対し事前に文書で通知を行うこととされています。

また、税務調査が終了した場合、課税庁は納税者に対し結論を正式に知らせる義務を現在は負っていません。この点につき、課税庁は以下のような手続をとるよう改正されます。

(1) 更正・決定すべきと認められる場合

課税庁はその旨の結果を知らせなければならず、その際、修正申告・期限後申告の勧奨を行うことができます。

(2) 更正・決定すべきと認められない場合

課税庁はその旨の結果を知らせなければなりません。(なお、「その時点で更正・決定すべきと認められない」(下線引用者)との限定つきです。)

3. 更正の請求

現在、納税者が税額の減額を求めようとする場合、「更正の請求」を行わなければなりません。

んが、それは法定申告期限から1年以内に限られています。そして、その期間を経過すると、納税者は課税庁に対し職権発動を嘆願する「更正の嘆願」という非公式な手続をとるしかなく、課税庁はこれに応じる義務を負いません。これに対し、課税庁は原則として法定申告期限から3年以内であれば税額を増額更正することができます(法人税は5年、脱税などの場合は7年、移転価格税制に基づく場合は6年)。

これは不均衡なので、納税者が「更正の請求」を行える期間が法定申告期限から5年に延長(移転価格税制に基づく更正の請求については6年に延長)されます。これに伴い、課税庁が増額更正を行える期間のうち、現在3年とされているものが5年に延長され、結果として、納税者の修正申告・更正の請求および課税庁の更正の期間が、原則としてすべて法定申告期限から5年に統一されます。

なお、脱税などの場合における増額更正の期間制限(7年)と、移転価格税制に基づく増額更正の期間制限(6年)は、現行のまま維持されます。

4. 理由附記

現在、青色申告者に対する処分には理由附記が要求されていますが、白色申告者に対する処分には要求されていません。この理由附記を白色申告者に対する処分を含むすべての処分に要求することになり、白色申告者に対する処分についても不服申し立てを検討するための手がかりが得られることとなります。

ただし、これに伴い個人の白色申告者全員に記帳・帳簿保存義務が課されることとなります(現在は申告所得300万円超の白色申告者のみ)。そして、記帳・帳簿保存義務の発生時期や履行状況に応じて、理由附記が実施される時期・程度が異なることとなります。

5. 罰則の強化

大口・悪質な無申告事案に厳正に対応すべく、罰則が「5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に処し、またはこれらを併科する」と強化されます。

また、消費税の不正な還付請求事案が目立ったため、消費税の不正還付の「未遂」を処罰する規定が創設されます。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の仲谷栄一郎(eiichiro.nakatani@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

Tax Newsletter 担当

仲谷栄一郎、藤田耕司、岡本高太郎

〒106-6036 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー

<http://www.amt-law.com/>

本ニュースレターの配信の停止、送付先変更などをご希望の場合には、大変お手数ですが、tax-newsletter@amt-law.com まで、ご連絡頂けると幸いです。

© Anderson Mori & Tomotsune 2011